後期高齢者医療制度のお知らせ

～窓口負担割合の見直しについて～

■ 一定以上の所得のある後期高齢者医療被保険者の医療費の窓口負担割合が変わります

令和４年１０月１日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合３割）を除き、医療費の窓口負担割合が２割になります。窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約２０％です

■ 窓口負担割合が２割となる方は、以下の項目にすべて該当する方です

○住民税課税世帯で、３割負担（現役並み所得者）ではないこと。
○同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる
○年金収入＋その他の合計所得金額が、
・被保険者が1人の世帯の場合、200万円以上
・被保険者が2人以上の世帯の場合、合計320万円以上

■ 見直しの背景

令和４年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約４割は現役世代（子や孫などの世代）の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来に繋いでいくためのものです。

■ 窓口負担割合が２割となる方には負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日からの3年間（令和7年9月診療分まで）は、2割負担となる方は窓口負担割合の引き上げに伴い、１か月の外来医療の負担増加額を３，０００円までに抑えます。（入院の医療費は対象外です。）
配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】例：１か月の医療費全体額が５０，０００円の場合

窓口負担割合１割の時　①	５，０００円
窓口負担割合２割の時　②	１０，０００円
負担増　③（②－①）	５，０００円
窓口負担増の上限　④	３，０００円
払い戻し　（③－④）	２，０００円

配慮措置
１か月５，０００円の負担増を
３，０００円に抑制するため
差額を払い戻します

■ ２割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方へ

２割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、法律の施行時期に申請書を郵送します。申請書がお手元に届いたら、申請書の記載内容に沿って、口座の登録をしてください。

■ ご注意ください

・　厚生労働省や地方自治体が電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ＡＴＭの操作をお願いすることは絶対にありません。
・　不審な電話があったときは、警察署（＃９１１０）または消費生活センターにお問い合わせください。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062　札幌市中央区南２条西14丁目国保会館６階
電話　011-290-5601

奥尻町役場　税務国保課国保年金係
〒043-1498　奥尻町字奥尻８０６番地
【電話】01397-2-3406